

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	大曲地区（戸蒔、大槻、上飯田、中飯田、古四王際、開谷地、於倉、小貫、大島、土屋館、寺町、米町、下飯田、上川の目、中川の目、下川の目、中小貫、北小貫、上和合、中和合、下和合、一東川、二東川、前田表、上高畑、中高畑、下高畑、東戸蒔、松ノ木、中戸蒔、西戸蒔、一戸蒔、福部内、追分、西笑の口、東笑の口）	平成25年2月6日	令和2年8月21日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	482.4ha
②中心となる経営体への集積率（集積面積）	62.5% (301.3ha)
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	124.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	80.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	44.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	48.8ha
（備考）	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の確保・育成 ・分散錯圃の解消 ・耕作放棄地の解消

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大曲地域については、3つの認定農業法人と2つの集落営農組織、認定農業者9名が中心となって担っていく。
川目・小貫高畑地域については、2つの認定農業法人と1つの集落営農組織、認定農業者3名が中心となって担っていく。
飯田地域については、3つの認定農業法人と認定農業者2名が中心となって担っていく。
戸蒔・東川・和合地域については、認定農業者9名が中心となって担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
その他の地域（市街区域）については、1つの認定農業法人と認定農業者2名が中心となって担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農法	非公表	水稻、大豆	51.1 ha	水稻、大豆	56.1 ha	大曲、川目・小貫高畑、飯田
認農		水稻、大豆	3.2 ha	水稻、大豆	4.2 ha	川目・小貫高畑、飯田、大曲
認農		水稻、野菜	3.5 ha	水稻、野菜	4.5 ha	大曲、川目・小貫高畑
認農		水稻、花き	0.8 ha	水稻、花き	1.8 ha	大曲、その他
認農		水稻、花き	7.4 ha	水稻、花き	8.4 ha	大曲、戸蔭・東川・和合
認農		水稻、野菜	6.9 ha	水稻、野菜	7.9 ha	大曲、飯田、川目・小貫高畑
認農		水稻、野菜	6.3 ha	水稻、野菜	7.3 ha	戸蔭・東川・和合
認農		水稻、野菜	4.7 ha	水稻、野菜	5.7 ha	大曲、川目・小貫高畑
認農		水稻、野菜	2.7 ha	水稻、野菜	3.7 ha	戸蔭・東川・和合、大曲、その他
認農		水稻、大豆	11.4 ha	水稻、大豆	12.4 ha	戸蔭・東川・和合、大曲、飯田
認農		水稻	4.8 ha	水稻	5.8 ha	戸蔭・東川・和合
認農法		水稻、大豆	41.1 ha	水稻、大豆	46.9 ha	地区全域
認農		水稻、野菜	1.6 ha	水稻、野菜	2.6 ha	戸蔭・東川・和合
認農		水稻、野菜	8.6 ha	水稻、野菜	9.6 ha	戸蔭・東川・和合、大曲
認農		水稻	3.4 ha	水稻	4.4 ha	戸蔭・東川・和合、大曲
認農		水稻	10.9 ha	水稻	11.9 ha	大曲、戸蔭・東川・和合
集		水稻、大豆	17.4 ha	水稻、大豆	18.4 ha	大曲、戸蔭・東川・和合
認農法		水稻、大豆	21.6 ha	水稻、大豆	26.6 ha	飯田、大曲
集		水稻、大豆	52.2 ha	水稻、大豆	55.2 ha	大曲、川目・小貫高畑
認農法		水稻	0.9 ha	水稻	1.9 ha	戸蔭・東川・和合
認農		水稻	8.5 ha	水稻、大豆	9.5 ha	大曲、川目・小貫高畑
認農		水稻、野菜	1.7 ha	水稻、野菜	2.7 ha	戸蔭・東川・和合
		水稻	1.2 ha	水稻	2.2 ha	戸蔭・東川・和合
認農		水稻	0.4 ha	水稻	1.4 ha	戸蔭・東川・和合
認農		水稻	5.2 ha	水稻	6.2 ha	大曲、戸蔭・東川・和合
認農		水稻	3.9 ha	水稻	4.9 ha	大曲、戸蔭・東川・和合
認農		水稻	1.4 ha	水稻	2.4 ha	戸蔭・東川・和合
認農		水稻	8.4 ha	水稻	9.4 ha	大曲、戸蔭・東川・和合
認農		水稻	1.8 ha	水稻	2.8 ha	戸蔭・東川・和合
認就		野菜、花き	0.4 ha	水稻、花き	1.4 ha	川目・小貫高畑、飯田
		水稻	5.0 ha	水稻	6.0 ha	大曲、川目・小貫高畑
認農		水稻	1.4 ha	水稻	2.4 ha	戸蔭・東川・和合
認農		水稻	0.2 ha	水稻	1.2 ha	戸蔭・東川・和合
		水稻	1.3 ha	水稻	2.3 ha	大曲
計	34 経営体		301.3 ha		350.1 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。

人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

将来的に中心経営体間で分散地を解消し、団地化を目指す。

機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向 (任意記載事項)

	農地の所在 (地番)	貸付け等の区分 (㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	大曲字下笑ノ口155-1	491		
2	大曲字下笑ノ口155-2	96		
3	大曲字下笑ノ口155-3	465		
4	大曲字柳田263	2,549		
5	大曲字柳田178	1,807		
6	大曲字柳田179	121		
7	大曲字柳田255	1,365		
8	大曲字柳田256	614		
9	大曲字西田174-1	1,871		
10	大曲字西田175-1	2,337		
11	大曲字相野158-1	2,522		
12	大曲字相野158-2	300		
13	大曲字相野158-3	42		
14	大曲字下笑ノ口167-1	1,271		
15	大曲字下笑ノ口167-2	147		
16	大曲字下笑ノ口167-3	610		
17	飯田字笑ノ口後184	3,066		
18	飯田字笑ノ口後185	3,098		
19	飯田字笑ノ口後186	3,116		
20	飯田字笑ノ口後187	2,371		
21	飯田字笑ノ口後204	1,306		
22	飯田字笑ノ口後205	1,021		
23	飯田字笑ノ口後206	709		
24	飯田字笑ノ口後207	757		
25	大曲福見町419	1,021		
26	大曲福見町420	1,021		
27	大曲福見町421	1,021		
28	大曲福見町422-2	426		
29	大曲字奈加谷地165	1,713		
30	大曲字奈加谷地166	1,072		
	計	38,326	0	0

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	花館地区（大花町、福田町、上町1、中町、柳町、中野、常保寺、唐閨、上大戸、下大戸、間倉、豊後野、東下袋、西下袋、上町2）	令和2年12月17日	令和3年3月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	376.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	243.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	69.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	38.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	61.6ha
(備考)	

- 注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の確保・育成 ・分散錯圃の解消 ・耕作放棄地の解消

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>中野、常保寺、唐閨、上大戸、下大戸の5集落は、農地中間管理事業の重点実施地区（HPA:Hanadate Promotion Area＝花館農地集積重点推進地域）として、1法人が中心となって担っていく。</p>
<p>玉川より東側の区域のうち上記を除く地域（花館東部）については、中心経営体である22経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>玉川より西側の地域（花館西部）については、中心経営体である7経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農	非公表	水稻、野菜	6.6 ha	水稻、野菜	7.6 ha	東部	
認農		水稻、花き	5.1 ha	水稻、花き	6.1 ha	東部	
認農法		水稻、大豆	88.5 ha	水稻、大豆	120.0 ha	HPA	
認農		水稻、大豆	6.4 ha	水稻、大豆	7.4 ha	東部	
認農		水稻、大豆	13.6 ha	水稻、大豆	14.6 ha	東部、西部	
認農		水稻	18.2 ha	水稻	19.2 ha	東部	
認農		水稻	14.6 ha	水稻	15.6 ha	東部、西部	
認農		水稻、大豆	5.0 ha	水稻、大豆	6.0 ha	東部	
		水稻、野菜	1.4 ha	水稻、野菜	2.4 ha	東部	
認農		水稻、花き	3.2 ha	水稻、花き	4.2 ha	東部	
認農		水稻、大豆	4.1 ha	水稻、大豆	5.1 ha	東部	
認農		水稻、大豆	2.7 ha	水稻、大豆	3.7 ha	東部	
認農		水稻、野菜	3.5 ha	水稻、野菜	4.5 ha	東部	
認農		水稻、飼料	3.7 ha	水稻、飼料	4.7 ha	東部	
認農		水稻、畜産	2.5 ha	水稻、畜産	3.5 ha	西部	
認農		水稻、野菜	6.4 ha	水稻、野菜	10.0 ha	西部	
		花き	0.2 ha	花き	0.2 ha	西部	
認農		水稻、野菜	5.1 ha	水稻、野菜	6.1 ha	東部	
認農		水稻、畜産	3.6 ha	水稻、畜産	4.6 ha	東部	
認農		水稻、野菜	5.6 ha	水稻、野菜	6.6 ha	東部	
認農		水稻、花き	0.7 ha	水稻、花き	1.7 ha	東部	
認農		水稻	5.1 ha	水稻	6.1 ha	東部	
認農		水稻	0.5 ha	水稻	1.5 ha	東部	
認農法		水稻	5.0 ha	水稻	7.5 ha	全域	
認農法		水稻、野菜	0.2 ha	水稻、野菜	1.2 ha	西部	
認農法		野菜、花き苗	0.7 ha	野菜、花き苗	1.7 ha	東部	
		水稻、野菜	3.0 ha	水稻、野菜	4.0 ha	東部	
		水稻	0.5 ha	水稻	1.5 ha	東部	
計		28経営体		215.7 ha		277.3 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。</p>
<p>人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。</p>
<p>機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針として、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、花館東部地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>農地中間管理機構の活用について、①四ツ屋地区との境界線、②玉川、③国道13号線及び④国道105号線を外周とする区域を重点実施地区（HPA:Hanadate Promotion Area＝花館農地集積重点推進地域）とする。当地域においては、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	四ツ屋地区（百瀬、水木田、上前村、ばば田、東田、上町、上町口、中町口、下町口、下瀬、日照町、川崎、半在家、上谷地、堅田、古道、新屋敷、了徳、東新谷地、西新谷地、水呑場、上野、田中、桜田、卯時田、杉本、不動堂、野際、二ツ屋、鷹ノ巣、松倉、北大川原、南大川原、前村、上原野、下原野）	令和3年1月27日	令和3年3月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	973.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	539.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	284.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	85.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	199.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	124.0ha
（備考）	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の確保・育成 ・分散錯圃の解消 ・耕作放棄地の解消

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

四ツ屋地域（農地水環境保全組織）については、中心経営体である認定農業者36経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
卯時田・大村地域については、中心経営体である認定農業者9経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
四ツ屋第一地域については、中心経営体である認定農業者10経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
小又下川原地域については、中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	非公表	水稲、花き	1.7 ha	水稲、花き	4.0 ha	四ツ屋地域
認農		水稲、野菜	2.4 ha	水稲、野菜	4.4 ha	四ツ屋地域
認農		水稲	11.0 ha	水稲	13.5 ha	四ツ屋第一地域
認農		水稲、野菜	3.2 ha	水稲、野菜	4.2 ha	四ツ屋第一地域
認農		水稲、大豆	6.2 ha	水稲、大豆	9.5 ha	四ツ屋第一地域
集		水稲、大豆	65.0 ha	水稲、大豆	70.0 ha	四ツ屋第一地域
認農法		水稲、大豆	7.8 ha	水稲、大豆	13.0 ha	四ツ屋第一地域
認農		水稲、飼料	8.8 ha	水稲、飼料	13.0 ha	四ツ屋第一地域
認農		水稲、葉たばこ	9.3 ha	水稲、葉たばこ	12.0 ha	四ツ屋地域
認農		水稲	3.7 ha	水稲	4.8 ha	四ツ屋地域
認農		水稲	2.1 ha	水稲	10.0 ha	四ツ屋地域
認農		水稲	1.4 ha	水稲	4.0 ha	四ツ屋地域
認農		水稲、大豆	4.5 ha	水稲、大豆	7.0 ha	四ツ屋第一地域
認農		水稲	7.9 ha	水稲	8.8 ha	四ツ屋地域
認農		水稲	19.1 ha	水稲	20.3 ha	小又下川原地域
認農		水稲	2.9 ha	水稲	4.0 ha	四ツ屋地域
認農		水稲、野菜	11.5 ha	水稲、野菜	12.6 ha	卯時田・大村地域
		水稲、野菜	2.0 ha	水稲、野菜	2.4 ha	四ツ屋地域
認農		水稲、大豆	4.2 ha	水稲、大豆	5.4 ha	四ツ屋地域
認農		水稲、野菜	5.8 ha	水稲、野菜	7.0 ha	四ツ屋地域
認農法		水稲、野菜	31.9 ha	水稲、野菜	37.0 ha	四ツ屋地域
認農		水稲	14.9 ha	水稲	17.3 ha	卯時田・大村地域
認農		水稲、野菜	10.6 ha	水稲、野菜	16.4 ha	卯時田・大村地域
認農		水稲、葉たばこ	2.3 ha	水稲、葉たばこ	4.8 ha	四ツ屋地域
認農		水稲、葉たばこ	2.2 ha	水稲、葉たばこ	3.0 ha	四ツ屋地域
認農		水稲、飼料	6.6 ha	水稲、飼料	10.2 ha	四ツ屋地域
認農		水稲	10.3 ha	水稲	11.9 ha	四ツ屋第一地域
		水稲、野菜	2.4 ha	水稲、野菜	2.5 ha	四ツ屋地域
集		水稲、大豆	7.0 ha	水稲、大豆	8.0 ha	四ツ屋地域
認農法		大豆	11.6 ha	大豆	12.6 ha	四ツ屋地域
認農		水稲	7.1 ha	水稲	7.2 ha	四ツ屋地域
認農		水稲	15.0 ha	水稲	16.0 ha	卯時田・大村地域
認農		水稲、野菜	7.8 ha	水稲、野菜	14.1 ha	四ツ屋第一地域
認農		水稲、飼料	0.2 ha	水稲、飼料	1.2 ha	卯時田・大村地域
認農		水稲	2.3 ha	水稲	5.0 ha	四ツ屋地域
認農法		水稲、飼料	7.1 ha	水稲、飼料	8.1 ha	四ツ屋地域
認農		水稲、野菜	8.2 ha	水稲、野菜	13.7 ha	四ツ屋第一地域
認農		水稲、野菜	18.4 ha	水稲、野菜	19.5 ha	卯時田・大村地域
認農		水稲、野菜	2.6 ha	水稲、野菜	3.0 ha	小又下川原地域
認農		水稲、飼料	10.9 ha	水稲、飼料	15.6 ha	四ツ屋地域
認農	水稲、大豆	2.7 ha	水稲、大豆	5.5 ha	四ツ屋地域	
認就	花き、野菜	0.3 ha	花き、野菜	0.8 ha	四ツ屋地域	
	水稲	0.6 ha	水稲	2.6 ha	卯時田・大村地域	
	水稲、野菜	4.0 ha	水稲、野菜	5.0 ha	四ツ屋地域	
認農	水稲、野菜	8.7 ha	水稲、野菜	11.0 ha	卯時田・大村地域	
認農	水稲	0.9 ha	水稲	3.0 ha	四ツ屋地域	
認農	水稲、野菜	0.2 ha	水稲、野菜	1.2 ha	卯時田・大村地域	
認農	水稲	7.4 ha	水稲	9.0 ha	小又下川原地域	
認農	水稲、野菜	6.3 ha	水稲、野菜	6.7 ha	四ツ屋地域	
認農	水稲、野菜	8.7 ha	水稲、野菜	11.8 ha	四ツ屋地域	
認農	水稲	6.7 ha	水稲	6.7 ha	四ツ屋地域	
認農	水稲	3.2 ha	水稲	3.7 ha	四ツ屋地域	
認農	水稲	0.3 ha	水稲	1.3 ha	四ツ屋地域	
	水稲	5.3 ha	水稲	6.3 ha	四ツ屋地域	
認農	水稲	5.9 ha	水稲	8.5 ha	小又下川原地域	
認農法	水稲、野菜	0.9 ha	水稲、野菜	0.9 ha	四ツ屋地域	
	水稲	3.2 ha	水稲	5.9 ha	四ツ屋地域	
認農	水稲、野菜	7.8 ha	水稲、野菜	10.0 ha	四ツ屋地域	
認就	野菜	0.9 ha	野菜	1.0 ha	四ツ屋地域	
計	59 経営体		433.9 ha		557.9 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。</p>
<p>人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。</p>
<p>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</p>
<p>将来的に中心経営体間で分散地を解消し、団地化を目指す。</p>
<p>機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。</p>

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1	四ツ屋下前村23-1	1,006		
2	四ツ屋下前村24-1	1,257		
3	四ツ屋下前村25-2	227		
4	四ツ屋下前村62-1	629		
5	四ツ屋下前村63	611		
6	四ツ屋下前村64	1,021		
7	四ツ屋下前村65	1,021		
8	四ツ屋下前村66-1	1,017		
9	四ツ屋下前村67-1	1,015		
10	四ツ屋下前村68-1	1,013		
11	四ツ屋下前村69-1	1,012		
12	四ツ屋下前村70-1	1,008		
	計	10,837		

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	大川西根地区（嶋村、仁応治、大嶋、新堀、瀬下、元木、中西根、宇津台、小館、切上、道地、成沢、鳥居、船場、蛭川南部、蛭川北部、中道地野）	平成25年2月6日	令和3年3月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	425.5ha
②中心となる経営体への集積率（集積面積）	51.5% (219.0ha)
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	123.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	105.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	18.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	30.4ha

- 注1：③の「70才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

- ・担い手の確保・育成
- ・分散錯圃の解消
- ・耕作放棄地の解消

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大曲西根地域の農地利用は、3つの認定農業法人と、認定農業者3名が中心となって担っていく。

蛭川地域の農地利用は、認定農業者1名が中心となって担っていく。

- 注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。
 注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引受けの意向			
		経営作目	経営面積		経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農	非公表	水稲、野菜	1.8	ha	水稲、野菜	2.3	ha	大曲西根
認農		水稲、花き	9.9	ha	水稲、花き	10.9	ha	大曲西根
認農		水稲、野菜	8.6	ha	水稲、野菜	8.6	ha	大曲西根
認農		水稲、野菜	14.0	ha	水稲、野菜	14.5	ha	大曲西根
認農		水稲、花き	3.7	ha	水稲、花き	3.7	ha	大曲西根
認農		水稲、野菜	5.2	ha	水稲、野菜	5.8	ha	大曲西根
認農		水稲、花き	10.7	ha	水稲、花き	10.7	ha	大曲西根
認農		水稲、野菜	8.6	ha	水稲、野菜	9.2	ha	大曲西根
認農		水稲、野菜	7.8	ha	水稲、野菜	7.9	ha	大曲西根
		水稲	2.2	ha	水稲	2.7	ha	大曲西根
認農		水稲、野菜	6.6	ha	水稲、野菜	6.6	ha	大曲西根
認農		水稲、野菜	2.1	ha	水稲、野菜	2.3	ha	大曲西根、蛭川
認農		水稲	15.6	ha	水稲	17.9	ha	大曲西根、蛭川
		水稲、菜の花	2.0	ha	水稲、菜の花	2.2	ha	大曲西根、蛭川
認農		水稲、野菜	4.9	ha	水稲、野菜	4.9	ha	大曲西根、蛭川
認農		水稲、野菜	5.8	ha	水稲、野菜	6.2	ha	大曲西根、蛭川
認農法		水稲、大豆	11.2	ha	水稲、大豆	11.2	ha	大曲西根
認農		水稲、大豆	2.6	ha	水稲、大豆	2.6	ha	大曲西根
認農		水稲	12.1	ha	水稲	12.1	ha	大曲西根
認農		水稲、花き	6.0	ha	水稲、花き	6.7	ha	大曲西根
		水稲、野菜	4.6	ha	水稲、野菜	4.6	ha	大曲西根
		水稲、野菜	1.8	ha	水稲、野菜	1.8	ha	大曲西根、蛭川
認農		水稲	1.1	ha	水稲	1.1	ha	大曲西根
認農法		水稲	11.9	ha	水稲	13.1	ha	大曲西根
		水稲	8.4	ha	水稲	9.1	ha	大曲西根、蛭川
認農法		水稲	0.0	ha	水稲	10.0	ha	大曲西根
		野菜	0.2	ha	野菜	0.2	ha	蛭川
認農		水稲	2.8	ha	水稲	2.8	ha	大曲西根
認農		水稲、野菜	6.6	ha	水稲、野菜	6.6	ha	大曲西根
認農		水稲、野菜	11.6	ha	水稲、野菜	11.6	ha	大曲西根
		水稲、野菜	1.1	ha	水稲、野菜	1.2	ha	大曲西根
		水稲、野菜	1.0	ha	水稲、野菜	1.2	ha	大曲西根
認農法		水稲、大豆	9.2	ha	水稲、大豆	9.2	ha	大曲西根
認農法		水稲、大豆	0.0	ha	水稲、大豆	10.0	ha	大曲西根
認農		水稲、野菜	2.9	ha	水稲、野菜	4.9	ha	大曲西根
		水稲、野菜	4.5	ha	水稲、野菜	4.6	ha	大曲西根
認農		水稲	0.2	ha	水稲	0.7	ha	大曲西根
認農		水稲	1.4	ha	水稲	1.4	ha	大曲西根
認農		水稲	4.6	ha	水稲	5.6	ha	大曲西根
認農		水稲	3.7	ha	水稲	4.7	ha	大曲西根、蛭川
計	40経営体		219.0	ha		253.4	ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。

人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

将来的に中心経営体間で分散地を解消し、団地化を目指す。

機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向 (任意記載事項)

	農地の所在 (地番)	貸付け等の区分 (㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	大曲西根字大嶋499	2,569		
2	大曲西根字大嶋500	1,421		
3	大曲西根字大嶋501	43		
4	大曲西根字川原崎67-1	2,976		
5	大曲西根字川原崎68-1	83		
6	大曲西根字上寺野386	3,007		
7	大曲西根字上寺野387	358		
8	大曲西根字大嶋東680-1	883		
9	大曲西根字上寺野358	445		
10	大曲西根字上寺野359	3,030		
11	大曲西根字上寺野360	3,012		
12	大曲西根字上寺野361	1,054		
13	蛭川字石山下279	1,000		
14	蛭川字上屋敷18	158		
15	蛭川字上屋敷450	4,386		
16	蛭川字上屋敷451	3,397		
17	蛭川字大方寺14	99		
18	蛭川字大方寺19-2	142		
19	大曲西根字大嶋東651-1	2,496		
20	大曲西根字中道地野396	924		
21	大曲西根字中道地野397	3,080		
22	大曲西根字中道地野398	3,040		
23	大曲西根字中道地野399	252		
24	大曲西根字西道地野468	3,046		
25	大曲西根字元木347	605		
26	大曲西根字元木348	1,345		
27	蛭川字吉兵工野362	180		
28	蛭川字吉兵工野363	1,615		
29	蛭川字吉兵工野364	3,024		
30	蛭川字吉兵工野365	1,332		
	計	49,002	0	0

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	内小友（中山一、中山二、小出沢、荒町、太田、元木、九十九沢、高寺、寺山、中田一、中田二、上中田、宮林一、宮林二、宮林三、大島、中沢、館前、島根、仙北屋、上伊岡、下伊岡、山王堂、七頭）	令和3年1月29日	令和3年3月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	798.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	410.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	369.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	292.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	77.6ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	321.7ha
(備考)	

- 注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の確保・育成 ・分散錯圃の解消 ・耕作放棄地の解消

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

内小友東部地区については、中心経営体である集落型農業法人をはじめ、認定農業者19経営体が担っていく。
内小友西部地区については、中心経営体である集落型農業法人をはじめ、認定農業者17経営体が担っていく。
基盤整備外区域については、中心経営体である集落型農業法人をはじめ、認定農業者29経営体が担っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	非公表	水稲、大豆	89.7 ha	水稲、大豆	100.0 ha	東部、西部、整備外
認農		水稲	24.0 ha	水稲	25.0 ha	東部、整備外
認農		水稲、大豆	5.3 ha	水稲、大豆	6.3 ha	整備外
認農		水稲、野菜	2.2 ha	水稲、野菜	3.2 ha	東部、西部、整備外
認農		水稲、大豆	6.4 ha	水稲、大豆	7.4 ha	整備外
認農法		水稲、野菜	15.3 ha	水稲、野菜	16.3 ha	整備外
認農		水稲、野菜	3.3 ha	水稲、野菜	4.3 ha	東部、整備外
認農		水稲	13.4 ha	水稲	14.4 ha	東部、西部、整備外
認農法		水稲、野菜	26.7 ha	水稲、野菜	26.7 ha	東部、西部、整備外
認農法		水稲	0.0 ha	水稲	90.0 ha	西部、整備外
認農		水稲	1.1 ha	水稲	2.1 ha	西部、整備外
認農法		水稲、野菜	0.0 ha	水稲、野菜	40.0 ha	東部、西部、整備外
認農法		水稲、大豆	0.0 ha	水稲、大豆	60.2 ha	東部、整備外
認農法		水稲	0.0 ha	水稲	44.5 ha	東部、西部、整備外
認農		水稲	3.8 ha	水稲	4.8 ha	東部、西部、整備外
認農		水稲、そば	6.3 ha	水稲、そば	7.3 ha	西部、整備外
認農法		水稲、野菜	14.7 ha	水稲、野菜	20.0 ha	東部、整備外
認農法		水稲	0.0 ha	水稲	32.8 ha	西部、整備外
認農法		水稲	0.0 ha	水稲	30.0 ha	東部、整備外
		水稲	5.1 ha	水稲	6.1 ha	東部、西部、整備外
認農法		野菜	0.0 ha	野菜	17.0 ha	東部、整備外
認農		水稲、野菜	7.7 ha	水稲、野菜	8.7 ha	東部、整備外
認農		水稲、そば	8.4 ha	水稲、そば	9.4 ha	西部、整備外
認農		水稲、大豆	3.6 ha	水稲、大豆	4.6 ha	西部、整備外
認農法		水稲	0.0 ha	水稲	50.0 ha	東部、整備外
認農		水稲	4.1 ha	水稲	5.1 ha	東部、西部、整備外
認農		水稲	5.3 ha	水稲	6.3 ha	整備外
認農法		野菜	0.7 ha	野菜	1.7 ha	西部、整備外
認農	水稲	4.7 ha	水稲	5.7 ha	西部、整備外	
認農法	水稲、大豆	0.0 ha	水稲、大豆	41.5 ha	東部、西部、整備外	
	水稲	2.1 ha	水稲	3.1 ha	東部、西部、整備外	
計	31 経営体		372.8 ha		694.5 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。
人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
将来的に中心経営体間で分散地を解消し、団地化を目指す。
機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0		

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	藤木地区（本藤木、糠塚、一本木、谷地板杭、甲新藤木、乙新藤木、大久保、上大保、下大保、追分、樋渡、石堂、南下深井、北下深井、八圭）	令和3年1月28日	令和3年3月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	549.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	304.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	159.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	96.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	62.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	47.0ha
（備考）	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・担い手の確保・育成
- ・分散錯圃の解消
- ・耕作放棄地の解消

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

藤木地域（資源保全隊の地域）については、中心経営体である認定農業者36経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

谷地板杭地域（環境保全グループの地域）については、中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	非公表	水稲、花き	6.3 ha	水稲、花き	8.0 ha	藤木集落
認農		水稲、野菜	8.9 ha	水稲、野菜	11.2 ha	藤木集落
認農		水稲、野菜	5.5 ha	水稲、野菜	5.9 ha	藤木集落
認農		水稲	5.6 ha	水稲	6.0 ha	藤木集落
認農		水稲	6.9 ha	水稲	8.5 ha	藤木集落
認農		水稲	2.1 ha	水稲	4.2 ha	藤木集落
認農		水稲、野菜	3.7 ha	水稲、野菜	5.2 ha	藤木集落
認農		水稲、野菜	4.7 ha	水稲、野菜	4.9 ha	藤木集落
認農		水稲、野菜	22.0 ha	水稲、野菜	23.3 ha	藤木集落
認農		水稲、野菜	2.5 ha	水稲、野菜	5.0 ha	藤木集落
認農法		水稲、そば	56.0 ha	水稲、そば	61.3 ha	谷地板杭集落
認農		水稲	19.0 ha	水稲	20.0 ha	藤木・谷地板杭集落
認農		水稲、野菜	19.0 ha	水稲、野菜	21.5 ha	藤木・谷地板杭集落
集		水稲、大豆	21.3 ha	水稲、大豆	24.6 ha	藤木・谷地板杭集落
認農		水稲	11.0 ha	水稲	10.0 ha	藤木集落
認農		水稲	5.8 ha	水稲	6.0 ha	藤木集落
認農		水稲	5.4 ha	水稲	6.0 ha	藤木集落
認農		水稲、花き	5.6 ha	水稲、花き	4.7 ha	藤木集落
		水稲	5.0 ha	水稲	5.9 ha	藤木集落
		水稲	7.9 ha	水稲	7.7 ha	藤木集落
		水稲	1.5 ha	水稲	1.5 ha	藤木集落
認農		水稲	0.5 ha	水稲	3.5 ha	藤木集落
認農		水稲	1.2 ha	水稲	4.0 ha	藤木集落
認農		水稲	0.2 ha	水稲	0.5 ha	藤木集落
		水稲	1.3 ha	水稲	1.5 ha	藤木集落
		水稲	1.5 ha	水稲	1.7 ha	藤木集落
認農		水稲	2.1 ha	水稲	2.2 ha	藤木集落
認農		水稲	3.5 ha	水稲	6.0 ha	藤木集落
認農法		枝豆	2.7 ha	枝豆	2.8 ha	藤木集落
認農		水稲	0.2 ha	水稲	1.0 ha	藤木集落
認農		水稲、大豆	4.6 ha	水稲、大豆	6.8 ha	藤木集落
認農		水稲	4.8 ha	水稲	7.5 ha	藤木集落
		水稲	2.2 ha	水稲	5.0 ha	藤木集落
認農法		水稲、大豆	5.1 ha	水稲、大豆	6.1 ha	藤木集落
認農法		水稲、大豆	3.7 ha	水稲、大豆	5.5 ha	藤木集落
認農		水稲	2.6 ha	水稲	4.0 ha	藤木集落
計	36経営体		261.9 ha		309.5 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。

人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

将来的に中心経営体間で分散地を解消し、団地化を目指す。

機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1	藤木上野中118-1	478		
2	藤木甲新藤木203	827		
3	藤木甲本田290	1,487		
4	藤木甲本田291	3,055		
5	藤木甲本田292	331		
6	藤木甲本田293	2,738		
7	藤木甲本田294	3,051		
8	藤木甲本田295	3,076		
9	藤木三五郎166	2,943		
10	藤木三五郎167	3,072		
11	藤木甲糠塚30	347		
12	藤木甲糠塚31	360		
13	藤木甲糠塚32	373		
14	藤木甲糠塚76	171		
15	藤木甲糠塚77	2,817		
16	藤木下野中172	657		
17	藤木乙本藤木87	4,060		
18	藤木甲本田188-1	1,130		
19	藤木甲本田188-2	29		
20	藤木甲本田189-1	3,011		
21	藤木甲本田189-2	16		
22	藤木甲本田190	3,036		
23	藤木甲本田191	3,027		
24	藤木甲本田192	1,308		
25	藤木甲本田193	1,721		

26	藤木甲本田194	3,054		
27	藤木甲本田195	1,568		
28	下深井相布126	1,332		
29	下深井相布127	2,908		
30	下深井相布128	561		
31	下深井西根百年229	1,626		
32	下深井西根百年230	2,238		
33	藤木甲板杭98	3,280		
34	藤木甲板杭99	3,451		
35	藤木甲板杭100	1,343		
36	藤木甲板杭156	2,995		
37	藤木甲板杭184	238		
	計	228,240		

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	角間川地区（内町、新町、愛宕町、新道、道東、中野、上中野、中木内、上木内、布晒、門目、東木内、西木内、北中野）	平成25年5月1日	令和2年8月21日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	432.6ha
②中心となる経営体への集積率	58.9% (254.9ha)
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	133.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	78.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	55.4ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.8ha
（備考）	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

- ・担い手の確保・育成
- ・分散錯圃の解消
- ・耕作放棄地の解消

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

角間川町部地区（内町、新町、愛宕町、新道集落）の農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、入作を希望する地区内外の認定農業者、認定農業法人等の受入れを促進することにより対応していく。

角間川東部地区（中野、上中野、北中野、道東集落）の水田利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者6経営体が担うほか、入作を希望する地区内外の認定農業者、認定農業法人等の受入れを促進することにより対応していく。

角間川西部地区（中木内、上木内、布晒、門目、東木内、西木内集落）の水田利用は、中心経営体である認定農業者、認定農業法人、集落営農組織が15経営体が担うほか、入作を希望する地区内外の認定農業者、認定農業法人等の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	非公表	水稲	7.9 ha	水稲	10.0 ha	角間川町部
認農		野菜	0.4 ha	野菜	1.0 ha	角間川町部
認農		水稲	1.4 ha	水稲	2.0 ha	角間川町部
認農		水稲	2.4 ha	水稲	3.0 ha	角間川町部
認農		水稲	2.1 ha	水稲	3.0 ha	角間川町部
認農		水稲	5.2 ha	水稲、大豆	6.2 ha	角間川東部
集		水稲、大豆	25.3 ha	水稲、大豆	25.3 ha	角間川東部
集		水稲、大豆	14.5 ha	水稲、大豆	14.5 ha	角間川東部
集		水稲、大豆	19.7 ha	水稲、大豆	19.7 ha	角間川東部
認農法		水稲、大豆	21.7 ha	水稲、大豆	25.0 ha	角間川東部
認農		水稲	1.1 ha	水稲	1.1 ha	角間川東部
認農		水稲、スイカ	8.1 ha	水稲、スイカ	9.1 ha	角間川西部
認農		水稲	5.3 ha	水稲	6.0 ha	角間川西部
認農		水稲	5.0 ha	水稲	6.0 ha	角間川西部
認農法		水稲、大豆	61.7 ha	水稲、大豆	65.1 ha	角間川西部
集		水稲	25.9 ha	水稲	25.9 ha	角間川西部
集		水稲	12.5 ha	水稲	12.5 ha	角間川西部
認農		水稲	5.5 ha	水稲	5.5 ha	角間川西部
認農		水稲	1.7 ha	水稲	1.7 ha	角間川西部
認農		水稲	2.6 ha	水稲	2.6 ha	角間川西部
個人		水稲	2.1 ha	水稲	2.1 ha	角間川西部
認農		水稲	4.0 ha	水稲	5.0 ha	角間川西部
認農法		水稲	3.2 ha	水稲	5.0 ha	角間川西部
認農法		水稲	12.5 ha	水稲	15.0 ha	角間川西部
認農		水稲、大豆	1.8 ha	水稲、大豆	2.0 ha	角間川西部
認農		水稲	1.1 ha	水稲	2.0 ha	角間川西部
計	26 経営体		254.9 ha		276.3 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。

人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

将来的に中心経営体間で分散地を解消し、団地化を目指す。

機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

No	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。